羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)の一部改正に伴い、条例中の引用部分に項ずれが生じるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例

 平成
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 旧 (特定教育・保育の取扱方針) (特定教育・保育の取扱方針) 第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲 第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲 げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に 定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心 定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心 身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を 身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を 適切に行わなければならない。 適切に行わなければならない。 (1) 省略 (1) 省略 (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1 (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1 項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第 項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第 11 項の規定による公示がされたものに限 9 項の規定による公示がされたものに限 る。) 次号及び第4号に掲げる事項 る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3) • (4) 省略 (3) • (4) 省略 2 省略 2 省略 以下省略 以下省略